

トルコ産グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年8月18日付け22消安第4305号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>トルコ産<u>オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実</u>に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送される<u>オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実</u>に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)の確認の後、<u>以下の生果実の種類に応じた条件をそれぞれ満たしていることを確認すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オレンジその他のシトラス・シネンシス（以下「オレンジ等」という。）については生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き20日間その温度以下であったこと。</u> ・ <u>マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種（以下「マンダリンとオレンジとの交雑種等」という。）については、生果実の中心部が摂氏2.0</u> 	<p>トルコ産<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモン</u>の生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送される<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）</u>の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)の確認の後、<u>グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き19日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き23日間その温度以下であることを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き18日間その温度以下であることを確認すること。</u></p>

度となった後、引き続き 18 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であったこと。

- ・ レモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であったこと。
- ・ グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ（以下「グレープフルーツ等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。
- ・ マンダリンその他のシトラス・レティクラタ（以下「マンダリン等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。

イ・ウ（略）

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア・イ（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示 6 の (2) のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)～(ウ)（略）

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、以下の生果実の種類に応じた条件をそれぞれ満たしていることを確認すること。

- ・ オレンジ等については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であったこと。
- ・ マンダリンとオレンジとの交雑種等については、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下、又は生果

イ・ウ（略）

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア・イ（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示 6 の (2) のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)～(ウ)（略）

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であることを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であることを確認すること。

実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であったこと。

- ・ レモン等については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であったこと。
- ・ グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。
- ・ マンダリン等については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。

(オ) (略)

(オ) (略)